

令和元年12月1日

今治明德短期大学における障がい学生支援に関する基本方針

今治明德短期大学（以下「本学」という。）では、以下の基本方針に基づき、身体障がい、発達障がい、精神障がいその他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。）がある学生（以下「障がい学生」という。）の支援を行う。

1. 基本方針

本学は、本学に在籍する障がい学生が、障がいのない学生と分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、公平に学生生活を送ることができるよう支援を行う。

2. 支援体制

障がい学生への支援は、本学の教職員の障がいへの理解と意識啓発を推進し、また、必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携して全学的な体制で行う。

本学に設置している学生相談員の相談対応、障がい学生の学生生活環境づくりについて関係部署、保健室等の支援者間の連携支援を行う。

3. 支援方法

教育の質の維持を保障する範囲において、障がい学生本人の要望に基づいた調整を行い、適切な支援に努める。

4. 個人情報の保護と守秘義務

支援者が支援をする上で知り得た障がい学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。